

公益財団法人全日本軟式野球連盟 役員推薦規則

(目的)

第1条 公益財団法人全日本軟式野球連盟の理事及び監事（以下「役員」という）の推薦に関する事項は、公益財団法人全日本軟式野球連盟規程に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(理事候補者の推薦)

第2条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、評議員会に推薦するものとする。

- (1) 各ブロックが互選により推薦する者 9名以内
- (2) 理事会が互選により推薦する学識経験者 6名以内
- (3) なお、前項による候補者の推薦は、会長の意向を踏まえて推薦するものとする。

(監事候補者の推薦)

第3条 監事候補者については、ブロックが互選により推薦する者を評議員会に推薦するものとする。

2 前項の推薦できるブロックについては、理事会において別に定める。

(規定の改定)

第4条 この規則は、理事会の決議により改定することができる。

附則

この規定は、平成24年1月4日から適用する。